

★揖斐川町で実施する主な事業

- 時間外保育事業（延長保育事業）
- 放課後児童健全育成事業（留守家庭児童教室）
- 子育て短期支援事業（子育て支援短期利用事業）
- 地域子育て支援拠点事業
- 一時預かり事業
- 病児・病後児保育事業
- 利用者支援事業
- 妊婦健康診査事業
- 乳児家庭全戸訪問事業
- 養育支援訪問事業

新制度の施行に伴い、揖斐川町では・・・

【幼稚園関係】

● 『入園申込書』が『支給認定申請書（入園申込書）』に変わりました

今までの入園手続きと大きな変化はありませんが、新たに「支給認定申請書」をご提出いただく必要があります。揖斐川町では「入園申込書」との兼用様式にいたしました。

※幼稚園を利用する場合には、保育の必要な事由（両親が共働きで、その児童の保育ができない場合等）に該当することが必要となります。

※年度当初（4月から）の入園を希望される場合、「支給認定申請書」の受付は9月頃を予定しています。入園受付の日程と詳細については、広報いびがわでお知らせします。

● 『保育料（利用者負担額）』の階層決定方法が変わりました

従来は保育料の所得階層について所得税額を基に区分していましたが、新制度においては市町村民税額の所得割額を基に階層を区分します。従来保育料から大きな差が出ないように階層が決定されています。

【事業計画】

● 『子ども・子育て支援事業計画』が策定されました

子ども・子育て支援法により、揖斐川町では「揖斐川町子ども・子育て会議」を設置しています。当会議にて検討を重ねながら、教育・保育の提供や子育て支援の充実に向け、5年を1期とする『子ども・子育て支援事業計画』が策定されました。

【支援施策】

● 『第3子以降の保育料無料化』が実施されます

同一世帯で児童（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう）を3人以上養育し、かつ所得税又は市町村民税の申告をしている方の第3子以降の保育料を町が負担します。保育料無料化申請書が必要です。

子ども・子育て支援制度がはじまりました

ここでは、揖斐川町での子育て支援の取り組みについて紹介します

★子ども・子育て支援制度とは・・・

新制度は、平成24年に成立しました「子ども・子育て支援法」をはじめとする3つの法律に基づき、すべての子ども・子育て家庭を対象に、幼児期の教育、保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進することを目指すものです。

従来は、保育所は厚生労働省、幼稚園は文部科学省の所管といったように、制度や財源が異なる仕組みのもとで運営されてきました。これを、共通の仕組みのもとで、社会全体の負担に基づく安定的な財源を確保し、子どもや子育て支援に関する諸サービスを一元的に提供し、その拡充を図っていかうというものです。新制度がめざすものとして、大きく次の3点があげられます。

① 質の高い幼児期の教育・保育の総合的な提供

一般的な利用施設は、保育所（幼稚園・保育園）、幼稚園、認定こども園などがありますが、幼稚園と保育所の特徴を併せ持つ「認定こども園」についての見直しが今回行われました。

町内の公立幼稚園においては、幼児教育を取り入れ、質の高い保育を提供するために既に取り組んでいるところです。新制度へ移行されましたが、子ども・子育て支援新制度の目的や意義を踏まえ、更なる保育の質の向上を目指して取り組んでいきます。

② 市町村を実施主体とした計画的な保育の量的拡大・確保

都市部における待機児童の解消や、子どもが減少傾向にある地域の保育支援など、地域のニーズに合わせた、財政支援等が実施されます。

町内の公立幼稚園においては、施設整備を順次実施しながら、保育の確保も進めているところです。今後は、未満児の受入れの充実を検討していきます。

③ 地域における子ども・子育て支援の一層の充実

すべての子育て家庭を対象に、子育て相談の場や親子が交流する場、一時預かりの場を増やすなど、地域における様々な子育て家庭のニーズに対応した子育て支援をより一層充実させるものです。

「子ども・子育て支援事業計画」に基づき、市町村が実施する事業で、その多くは従前から実施されてきた事業ですが、今回、新制度のもとで、明確な位置づけがなされました。2ページでは、揖斐川町で実施の主な事業を紹介します。

■ 申込みの方法は・・・

◆年度当初（4月から）の入所を希望する場合

入園受付の日程と詳細については、広報いびがわ9月号でお知らせします。詳しくは、子育て支援課または各幼稚園へお尋ねください。

◆途中入所を希望する場合

産休・育休明けで職場に復帰するなどの理由で、年度途中に入所を希望される場合も申込みが必要です。子育て支援課で随時受け付けていますが、空き状況や年齢によって受け入れできない場合もありますので、ご了承ください。

■ 保育料はどうして決まるの？

幼稚園でかかる経費の一部を保育料として各家庭で負担していただきます。

幼稚園等（2・3号認定）の保育料については、従来は保育料の所得階層について所得税額を基に区分していましたが、新制度については市町村民税の所得割額を基に階層を区分します。また、平成27年度以降の保育料は、年度途中に切り替えを行います。

4月から8月分保育料：前年度分の市町村民税額にて決定

9月から3月分保育料：当年度分の市町村民税額にて決定

※ 保育料は退園されない限り、全欠席でも納付していただきます。

※ 保育料については、4月1日現在の満年齢による通年制です。

※ 保育料は、口座振替で当該月分を翌月10日に指定口座より引き落としします。ただし、4月分は翌月20日、3月分は3月末日です。（引落日が休日の場合は休日明けとなります。）

※ 小学校就学前の範囲において、特定教育・保育施設等を同時に利用する最年長の子どもから順に2人目は半額、3人目以降については0円となります

（更に、第3子以降の保育料無料化が実施されます。）



■ さまざまな保育サービスについて

仕事と家庭の両立など、安心して子育てができるように次の事業を行っています。

◆障がい児保育について・・・集団生活が可能な障がい児を保育します。ただし、事前審査を行う場合がありますので詳しくは子育て支援課までお問い合わせください。

◆土曜日保育について・・・事前申込みによる希望保育を実施します。保育を必要とする園児を1～2か所に集めて半日または1日保育します。

◆一時保育について・・・保護者の仕事や病気、私的理由で保育を必要とする子どもをいび幼稚園で一時的に保育します。事前に申込み書が必要ですので、いび幼稚園までお申込みください。

対象児童	未就園児
利用時間	1日8時間 1か月につき14日以内
利用金額	3歳未満児 4時間 1,000円 8時間 2,000円
	3歳以上児 4時間 800円 8時間 1,600円

◆病児・病後児保育について・・・病氣中または病氣の回復期にある町内在住の生後8か月から小学3年生の児童を揖斐厚生病院にて保育します。

◆なかよしタイム・・・毎月第2・第4水曜日に各園で園庭開放を行います。

詳しい情報は広報と一緒に配布された揖斐川町子ども・子育て支援事業計画をご覧ください

【お問い合わせ先】 揖斐川町役場 子育て支援課 0585-22-2111

揖斐川町立幼児園の保育目標(平成27年度)について

保育目標 『明るく 元気な 豊かな心を持った子を育てる』

- 心身ともに調和のとれた人間性豊かな幼児の育成
- 地域の中で育ち、ほほえみと感動のある園づくり

各幼児園の取り組み内容の紹介を随時実施していきます。

公立幼児園一覧

	保育所名	定員	所在地	電話番号	受入年齢
1	いび幼児園	110	三輪 1388 番地	22-0420	6か月～
2	やまと幼児園	90	房島 486 番地	22-2856	1歳～
3	きたがた幼児園	60	北方 1427 番地 1	22-1463	1歳～
4	きよみず幼児園	45	清水 1329 番地 1	22-0826	1歳～
5	おじま幼児園	90	小島 560 番地	22-1021	1歳～
6	たにぐみ幼児園	90	谷汲名礼 1247 番地 1	56-3011	1歳～
7	かすが幼児園	30	春日川合 1668 番地 2	57-2319	1歳～
8	くぜ幼児園	30	西津汲 710 番地 1	54-2039	1歳～

※ さかうち幼児園・ふじはし幼児園は現在休園中です。

※ 胫永地区の方で養基保育園に入園を希望される場合は、養基小学校養基保育所組合（電話 45-7420）までお問い合わせください。

■ 保育時間について

- 通常の保育時間 8時30分～16時30分
 早朝保育 7時30分～
 長時間・延長保育 18時30分まで（いび幼児園は19時まで）

■ どんな人が利用できるの？

揖斐川町の住民の方で、児童の保護者や同居の祖父母などが次の項目に該当するため、家庭で保育ができないと認められる場合です。

- (1) 児童の保護者が家庭の外で仕事をするのが普通なので、その児童の保育ができない場合（家庭外労働）、児童の保護者が家庭で仕事をはなれて日常の家事以外の仕事をするのが普通なので、その児童の保育ができない場合（家庭内労働）
- (2) 児童の保護者が出産の前後のため、児童の保育ができない場合（ただし、入所期間は限られます。）
- (3) 児童の保護者が病気、負傷、心身に障害があったりするので、その児童の保育ができない場合
- (4) 児童の家庭に介護が必要な高齢者や、長期にわたる病人、心身に障害のある人、小児慢性疾患に伴う看護が必要な兄弟姉妹がおり、保護者がいつもその同居又は長期入院・入所している親族の介護・看病にあたっているため、その児童の保育ができない場合
- (5) 火災や風水害や地震などの不幸があり、その家屋を失ったり、破損したため、その復旧の間、児童の保育ができない場合
- (6) 児童の親が就職活動（起業準備を含む）を行っているため、その児童の保育ができない場合
- (7) 児童の親が就学（職業訓練校等における職業訓練を含む）のため、その児童を保育できない場合
- (8) 町長が認める前各号に類する状態にある場合